

# 組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2024 年 8 月 VOL. 97

<http://accumulation.or.jp>



## 組合員の皆様へ

全国的に梅雨が明け、本格的な夏が到来しましたが、今年の夏も猛暑となっており、連日熱中症警戒アラートが発令され、屋外作業には大変危険な気候ですので、熱中症対策を万全に行い、実習生の健康管理に十分留意願います。又、新型コロナ感染者数も急増しておりますので、引き続き感染症対策も徹底願います。

## ※「外国人技能実習制度運用要領」の一部改正に伴う各種取扱いについて

本年 4 月 11 日付けで「外国人技能実習制度運用要領」の一部改正に伴い、申請資料様式等に変更が生じたものがあります。その取扱いにつきまして、以下のとおりご案内致します。今後、申請書類提出におきまして、ご協力・ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 1、申請日の扱い

機構側が郵便物（申請書等の必要書類がある場合に限る）を受け取った日が申請日となります。例えば、郵便物が閉庁日（土、日、祝日、年末年始の休日）に到着した場合、翌開庁日が申請日となります。申請書類が到着後、受理要件を満たしているか確認した上、申請を受理することとなるので、申請日と受理日が異なることは発生します。

### 2、参考様式 1-14（雇用契約書及び雇用条件書）の変更

※本年 4 月 1 日付けの労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正に伴い様式が変更されたため。

### 3、参考様式 1-16（技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書）の変更

※宿泊施設の見取り図の提出が必須になりました。見取り図は、寝室の面積（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く）及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。

### 4、労働時間に深夜時間帯を含めるものに変更する場合

所定労働時間が深夜時間帯に及ぶ場合は、軽微変更届出ではなく変更認定申請を行うことが必要です。

## お盆休暇の過ごし方について

8 月は皆様の会社でも「お盆休み」として長期の休暇期間を設定される場合もあると思いますが、この休暇期間中には例年実習生をめぐるトラブルも多発しております。宿舎内の火の元、夜間の騒音、深夜までの飲酒、繁華街での甘い勧誘等、トラブルの芽は多いので、長期休暇前に実習生に対して、十分喚起していただきますようお願い致します。

## 技能実習制度の改正

今回の改正の柱は30年近く続いてきた「技能実習制度」を廃止し、新たに「育成就労制度」が導入されることです。2023年末時点で日本に在留する技能実習生は40万4,556人です。これまでの「技能実習制度」は、外国からの実習生が日本で技術を習得して母国に持ち帰り、国の産業発展に貢献するという「国際貢献」の看板が掲げられていました。しかし、日本の労働力不足を実習生で補っているのが実情だとして、目的と実態がかい離しているとの指摘があり、見直しが行われました。新しい育成就労制度では労働力として向き合い、労働者としての人権を守るとしています。

改正法では、就労を通じた人材の育成や確保を目的とする「育成就労」というあらたな在留資格が設けられます。日本で働き続けてもらうため、「育成就労」で来日した外国人は3年で一定の専門性を持つ「特定技能」の水準まで技術を習得してもらうとしています。「特定技能」は従来からの在留資格ですが、従来の技能実習では対象の業種にばらつきがありました。新たな制度では「育成就労」と「特定技能」は一体のものと捉え、業種も見直されます。「育成就労」から「特定技能1号」へ、さらに熟練した技能を持つ「特定技能2号」へとステップアップすることで、日本に長く在留出来るようになる一方、そのためには日本語や従事する業務分野のスキルを身に付けることがこれまで以上に求められます。

「育成就労」で働くには、「技能実習制度」では不要だった初級レベルの日本語の試験合格や講習受講が必要で「特定技能」も段階に応じて日本語の試験や業務に関する資格試験に合格する必要があります。「特定技能2号」になれば在留資格の更新に上限がなく、事実上日本に住み続けられるようになります。もう一つの大きな特徴は、働く場所を変える「転籍」が可能になることです。「技能実習制度」では原則として認められておらず、実習生が失踪する要因の一つと考えられていました。新たな制度では、外国人の人権に配慮し、業務分野が同じであれば本人の希望で別の企業などに移れるようになります。元の職場で1年から2年働いていることが条件で、具体的な期間は今後業務分野ごとに設定されます。転籍にあたっては悪質なブローカーが仲介しないよう、当面民間企業は入れず、「監理支援機関」とハローワークが中心となって対応します。母国との窓口や受入れ後に適正な実習が行われているか監理する役割を担っていた監理団体は名称を変え「監理支援機関」となります。新たな制度では必ず外部から監査人を置く事になりました。

今回の改正は企業など受け入れ側にとって人材確保につながるメリットがある一方、負担も大きくなります。「育成就労」から「特定技能」を目指すうえで必要な試験の合格率は国が許可や優良認定する際の指標にするとしていて、外国人の育成や教育を企業側に求める形となっています。また外国人の中には日本への派遣を仲介した母国の機関に給与の一部を支払う必要があり、借金を負った状態で来日する人もいます。

この費用については、今後は受入れ企業と外国人で分担することが検討されています。「育成就労制度」の導入については、外国人を受け入れる事業者側からは日本語学習や費用面での負担を心配する声もあります。

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

070-1229-0925（日水）

070-3667-8667（杉戸）

090-2323-7188（王）